

第8回「新居浜市上下水道事業運営審議会」会議記録

日 時 令和4年6月24日（金）13：30～15：00
場 所 新居浜市消防防災合同庁舎 5階 災害対策室
出席者 羽鳥 剛史 委員
坂上 公三 委員
尾崎 恵 委員
藤田 武 委員
八山 博幸 委員
宮川 まゆみ 委員
中沢 真理子 委員 (7名)
欠席者 田村 昭一 委員
飯尾 和之 委員 (2名)

市出席者 神野上下水道局長
神野上下水道局総括次長
真鍋企画経営課長 清水水道課長 近藤施設管理課長
永易下水処理場長 町田都市計画課長 玉井下水道課長
横山副課長 由藤副課長 三並副課長 石川企画経営課係長
事務局 村尾副課長 檜垣副課長 尾藤係長 岡田主査 秋山主任 村上主事
傍聴者 なし

○内 容

第8回審議会

- 第7回審議会の振返り及び質問に対する回答について
- 汚水処理施設整備構想（見直し案）と課題整理について
 - ・下水道整備区域の設定
 - ・下水道整備区域の変更により生じる各種課題
 - ・課題の現況
 - ・今後の方針
- 次回の審議会日程について

【事務局より挨拶】

- ・新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条により審議会の内容は原則公開
- ・市のHP等にて会議開催及び傍聴の告知を行ったが、傍聴希望者がいなかった旨の報告
- ・審議会条例により、「審議会は委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない」とされているが、本日の審議会は委員総数9名に対し、欠席が2名、出席者7名であるため成立している旨の報告

【会長挨拶】

本日第8回ということで、今回より下水道整備区域の設定の協議に入りたいと思います。前回幾つかの質問を委員の皆様より頂いておりますので、本日は先に前回の審議会の振返り、及び質問に対して事務局より回答いただいてから、本題の下水道整備区域の設定ということで、次第に沿って進めていきたいと思います。それでは前回の振返りと質問に対する回答ということで、事務局より、説明をお願いいたします。

【第7回の振返り】

事務局より前回資料（第7回【資料1】新居浜市の汚水処理施設整備の現状について及び第7回【資料2】下水道整備区域の見直しについて）をもとに説明

【第7回審議会の質問に対する回答】

①事業費の実績

令和3年度の実績は新規整備費が10億円（汚水：7億、雨水：3億）、老朽化対策及び災害対策費が7億円（汚水：4億、雨水：3億）であり、10年間の財政シミュレーションに沿った投資実績となっている

新規整備は令和8年度まで年10億円程度を計画しており、その後縮小していく予定

②整備面積シミュレーションの根拠

第7回【資料2】財政シミュレーションをもとにした10年間の汚水処理施設に関する投資計画の新規整備費（工事費・委託費・補償費）の内、工事費と面積当りの整備費用をもとに整備面積シミュレーションを行っております。

③公共下水道と合併処理浄化槽との費用比較

イニシャルコストについて、公共下水道は直近3年間の工事費を設置した公共枿数で割った額であり、合併処理浄化槽は聞き取りによる槽の設置額である。ランニングコストについて、公共下水道は維持補修費、処理場運営費等の経常費を接続世帯数で割った

額であり、合併処理浄化槽は聞き取りによる額であり、保守点検や清掃、法定点検、電気代の合計額である。

(質疑・意見 第7回の振返り及び質問に対する回答について)

会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、質問あるいは不明な点等ございましたら挙手をお願いいたします。 質問等ないようなので、次の次第について事務局より説明をお願いします。
----	--

【審議】

事務局より **【資料】** 下水道整備区域の見直しについて配布資料をもとに説明
(質疑・意見 【資料】 下水道整備区域の見直しについて)

会長	ただいま説明について、質問あるいはコメント等ございましたら挙手をお願いいたします。
----	---

委員	事業計画区域は、都市計画法とか、下水道法で認可を受けた区域ということなのですが、直近でいうと、いつ受けられた認可なのかということが一つと、今度、居住誘導区域を含めて事業計画区域の変更をする予定であるのかということが二つ目で、最後に参考資料のほうで、居住誘導区域というのが出てきたと思うのですが、具体的には、この居住誘導区域に定められた区域というのは、他の地域と比べて、何か優遇措置があるような、メリットある区域なのかということをお教えいただければと思います。
----	---

事務局	事業計画区域なんですけど、昭和35年から下水道事業を始めておりまして、概ね5~7年程度で見直しを行っております。直近でいえば、平成29年に見直しを行っており、その際に郷地区など一部地域を含めて、事業計画区域を設定しております。これが令和5年までの7年間の事業計画区域となっておりますので、次回、令和5年度中に計画区域を設定していく際に、できれば新居浜駅南地区を含めて設定したい考えはあります。
-----	--

続いて、居住誘導区域について、現段階では何か施策としてメリッ

トは設けてはおりません。都市計画として利便性や災害リスクの低さなど、そういったところで居住誘導をはかるところです。

会長

はい、ありがとうございました。優遇措置等はないということですね。そのほかいかがでしょうか。

委員

単独処理浄化槽や汲み取りから、合併処理浄化槽への切り替えの時に、設置の補助金が出るようですけども、新築補助が無い、国の補助制度が無いためであり、どこの地域も国の制度なっているようですけど、地域によっては新居浜市のように、下水が通るまで、まだ何年もかかるというようなどころでは、下水を待てず新築というケースもあろうかと、想像されます。今回この区域の見直しにあたって、新築に対する浄化槽補助について検討する余地があるのかどうか教えていただきたいです。

事務局

浄化槽補助の嵩上げについて、一つは環境面や生活の向上という面で、時間をかける時代ではないと国からの指導もあり、早く水洗化による、生活環境の改善を図るという目標があります。また、先ほど説明した、居住誘導区域には、もうすでに下水道がほぼ整備されており、できるだけ将来にわたってコンパクトな街で暮らせるように、なるべく居住誘導区域に移っていただきたいということも市の方針としてあります。今回区域を縮小することによって、区域内の整備は、集中的に早く終わらせて、下水道待っていただくようなことにならないような形で、令和8年を目標に、整備を終えるという方針で今考えております。

そういった市の方針も含めて、区域外の待たれている方もいると思いますので、そういった方に水洗化を早く実施していただけるように、後押しに少しでもなるように、補助の嵩上げや制度の追加を庁内で検討しているところです。

委員

浄化槽と公共下水道について比較しておりますが、新築は補助が無いため、かなり差が出てくると思うのですが、それは例外的なものであって、単独浄化槽や汲み取りからの切り替えと比較するのが適当であるから、こういった比較になっているという認識でよろしいでしょうか？

事務局

新築に対する補助については、以前はありましたが、今は廃止しており、環境部局のほうも再開する予定はないと聞いております。理由として補助は環境面からの理由が一番大きく、単独槽や汲み取りによる環境汚染を解消したいと、それを実現するために補助を行っております。下水に対して浄化槽の個人負担が多いので、差を埋めるというのが本来の趣旨ではありません。新築の方でも立地適正化の居住誘導区域ではなくて、やっぱり自分の故郷というか、実家があって、郊外に住まれることを希望される方もいると思うんですけど、その場合は申し訳ないのですが、そういう意味で、新築の方には補助を出しておらず、個人負担でお願いするということになります。

会長

よろしいでしょうか。市としての都市計画の方針と只今は新築には補助を出さないというのは整合性が取れているのかなという気はしますけれども、そのあたりはまた次回で具体的に議論をすればいいんじゃないかなと思います。

委員

前回の資料にある汚水処理施設の整備状況のグラフについて、今後10年間で整備を完了したとして、割合としてどのように変化していくのでしょうか。

公共下水道が増え、合併処理浄化槽が減ると環境面はあまりよくなると思うので、その割合がどのように変化していくのか。

事務局

合併処理浄化槽、単独槽、汲み取りの方がおられて、下水道が、例えば今から7万5千から8万人ぐらいまで整備するとしたら、どんな割合に変化するかということだと思んですけど、下水道整備済みの区域にも、このグラフの数字には出ておりませんが、合併処理浄化槽、単独槽、汲み取りの方もおられます。全体がどのように推移していくかということを今計算していますので、次回お示し出来ると思います。何となくなんですけど、だんだんと単独槽の方が早く減っていくのかなとイメージしております。山間部では浄化槽を設置できる場所もない方もおられて汲み取りの割合が多いと聞きますので、下水道を整備する区域では合併処理や単独槽が多いかなというイメージです。

会長 区域の見直しによって、全体計画区域外の汲み取りや単独槽の人が、合併処理に転換する際に補助が下りるようになっていくところに効果が見えてくるのかなという気がしていますが、その理解でいいでしょうか？

事務局 今回の事業計画区域の中に入っている人については、今までもなんですけども、今後も単独槽や汲み取りからの転換に補助が下りることはありません。全体計画区域内であっても事業計画区域外の人には今でも補助は下りております。

会長 わかりました、了解です。

委員 居住誘導区域についてなんですけど、立地適正化計画で区域に設定されて、今回この審議で、居住誘導区域は漏らさず、全体計画区域に入れようということなんですけども、その他に立地適正化計画の居住誘導区域で密接に、市民に関係する影響が出るというような事例は、今の所どういう状況なんですか。

事務局 立地適正化計画の中の居住誘導区域についてなんですけども、今の段階では特に居住誘導区域にあるからといって、メリット等を設定していない状態になってますので、現段階では密接に関係しているというところはございません。何か違うところとなると、開発等の申請時に若干の届出がいるかなといった程度となります。

委員 というと、開発行為以外で一般市民に関係してくる初めてのケースというような捉え方でよろしいですか。

事務局 下水道の整備計画を考える中で、居住誘導区域を参考にしながら決めていくということもあり、現実には今回残すという所ではあるんですけども、居住誘導区域に入っていないが、既に下水道が入っている区域も多くあります。そういう意味では、居住誘導区域だけが、下水道整備区域に影響を及ぼしているとは、都市計画としては考えていないです。

委員

個人的には、居住誘導区域というのが、人口減少社会に対処するには、やむを得ないというか、そういうやり方でいくしか無いと思うので、ただちょっとお聞きしたのは、立地適正化計画という言葉は聞いておりますが、一般市民に、そういう計画も含めて、下水道の整備計画を見直しすることになったんだという意味では、私が想像するには、初めてこの政策が市民の生活にある程度影響が出てくる場合もあるんだという認識を持ってもらえるような、計画を今審議しているのかなという風に感じたところがあったので質問させていただきました。以上です。

会長

よろしいでしょうか。その他に区域の設定についてなにかありませんでしょうか。

委員

単独浄化槽や、汲み取りから合併処理浄化槽へ転換する人は年々減少しているとのことですが、どこの地区に住んでいても、合併処理浄化槽へ転換することは可能なのでしょうか。立川とかはちょっと難しいとか、事業計画区域外の宇高とか、どこに住んでいても、合併処理浄化槽へ転換したいという希望さえあれば、大丈夫なのでしょうか。

事務局

基本的には可能です。ただし浄化槽の整備につきましては、設置に関する補助等ありますが個人の費用で行っていただくものとなります。その中で先ほどもご説明したとおり、整備区域内であったり、新築に関しては補助の対象とはなりませんので、すべて個人の費用負担となります。ただし、物理的に浄化槽を設置する土地がないとか、放流先の土地改良区水路への放流許可が下りないといった事例もまれにあると聞いています。

会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。この区域自体については、特に反対の意見等はないかと思うんですけども、補助に関しては引き続き次回議論していくと思いますけども、区域自体の設定についてはよろしいでしょうか。

事務局

区域の設定について、補足となりますが、駅南地区は残すようにしている中で、以前に整備シミュレーションしたのは、今の事業計画区域に対してでありましたが、駅南地区は案外近くまで、下水道が整備されており、すでに接続されている家屋も相当数ありますので、残すことによって、面積が増えて、整備に更に時間を要するような所ではないというのも、一つ今回入れる理由になりました。

会長

ありがとうございます。今補足で説明頂きましたが、この区域の案でよろしいでしょうか。

あと、細かい話なんですけど、私から一点だけ、基本方針のところなんですけど、居住誘導区域といったような具体的な区域は、検討した結果だと思います。基本方針における方向性としては将来の人口分布とか、将来の人口動態とか、或いは将来の人口増加エリアとか、そういったものを考慮して、現在の時代状況に即した下水道整備区域を考えますといった基本方針があって、その後、議論検討した結果として、居住誘導区域と、美しが丘この二つのエリアに居住が進んでいくので、今の事業計画区域+ α として設定したということだと思うので、今後市民の方への説明する際は、いきなり居住誘導区域に設定しましたという説明ではないほうがいいと思いますので、今後パブリックコメントとかの時にちょっと考慮いただければと思います。

その他に質問、コメント等よろしいでしょうか。それでは今回の議事は以上となります。